

『最短10年で受給できる新しい老齢給付のしくみ』の15ページの表において、下記のとおり誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

【誤】

期間の種類	合算対象期間	通算対象期間
① 国民年金以外の公的年金加入期間(厚生年金・共済年金)	【注1】	○
② 国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間	【注2】	○
③ ①の被用者年金加入者の配偶者期間	○【注3】	○
④ 被用者年金制度の老齢・退職給付の受給資格期間満了者期間	○	○
⑤ 被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権者の期間	○	○
⑥ ④及び⑤の配偶者期間(昭和61年4月前の期間)	○	○
⑦ 被用者年金制度の障害・遺族給付の受給権者の期間	○	○【注4】
⑧ 被用者年金制度の障害給付の受給権者の配偶者期間	○	○
⑨ 国会議員の適用除外期間(昭和36年4月～昭和55年3月)	○	×
⑩ ⑨の配偶者期間(昭和36年4月～昭和55年3月)	○	○
⑪ 国会議員の任意加入しなかった期間(昭和55.4～昭和61.3)	○	○
⑫ 国会議員の配偶者期間(昭和36.4～昭和61.3)	○	○
⑬ 地方議会議員の期間(昭和37年12月～昭和61年3月)	○	○
⑭ ⑬の配偶者期間(昭和37年12月～昭和61年3月)	○	○
⑮ 脱退手当金支給済期間(昭和36年4月～昭和61年3月)	○	×
⑯ 退職一時金の支給を受けた期間(原資非控除期間)	○	○
⑰ 学生の期間(20歳～60歳未満)	○	○
⑱ 日本国籍者の海外在住期間(昭和61年4月以降も対象)	○	×
⑲ 日本国籍取得者又は永住資格者の昭和56年12月以前の期間	○【注5】	×
⑳ ⑲の人の来日前の海外在住期間	○	×
㉑ 国民年金任意加入者の未納期間(平成26年4月～)	○	×

【正】「通算対象期間」の赤字部分が正しいものとなります。

期間の種類	合算対象期間	通算対象期間
① 国民年金以外の公的年金加入期間(厚生年金・共済年金)	【注1】	○
② 国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間	【注2】	○
③ ①の被用者年金加入者の配偶者期間	○【注3】	○
④ 被用者年金制度の老齢・退職給付の受給資格期間満了者期間	○	○
⑤ 被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権者の期間	○	○
⑥ ④及び⑤の配偶者期間(昭和61年4月前の期間)	○	○
⑦ 被用者年金制度の障害・遺族給付の受給権者の期間	○	○【注4】
⑧ 被用者年金制度の障害給付の受給権者の配偶者期間	○	○
⑨ 国会議員の適用除外期間(昭和36年4月～昭和55年3月)	○	×
⑩ ⑨の配偶者期間(昭和36年4月～昭和55年3月)	○	×
⑪ 国会議員の任意加入しなかった期間(昭和55.4～昭和61.3)	○	×
⑫ 国会議員の配偶者期間(昭和36.4～昭和61.3)	○	×
⑬ 地方議会議員の期間(昭和37年12月～昭和61年3月)	○	×
⑭ ⑬の配偶者期間(昭和37年12月～昭和61年3月)	○	×
⑮ 脱退手当金支給済期間(昭和36年4月～昭和61年3月)	○	×
⑯ 退職一時金の支給を受けた期間(原資非控除期間)	○	○
⑰ 学生の期間(20歳～60歳未満)	○	×
⑱ 日本国籍者の海外在住期間(昭和61年4月以降も対象)	○	×
⑲ 日本国籍取得者又は永住資格者の昭和56年12月以前の期間	○【注5】	×
⑳ ⑲の人の来日前の海外在住期間	○	×
㉑ 国民年金任意加入者の未納期間(平成26年4月～)	○	×